を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.031
I_{15} ＝ 0.032
I_{16} ＝ 0.032
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.02661
I_{21} ＝ 0.032
I_{22} ＝ 0.032
I_{23} ＝ 0.031
I_{24} ＝ 0.030
I_{25} ＝ 0.030
I_{26} ＝ 0.023
I_{27} ＝ 0.022
I_{28} ＝ 0.0012
I_{29} ＝ 0.0011
I_{30} ＝ 0.00105

J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.043
K_{22} ＝ 0.043
K_{23} ＝ 0.042
K_{24} ＝ 0.040
K_{25} ＝ 0.040
K_{26} ＝ 0.031
K_{27} ＝ 0.029
K_{28} ＝ 0.0015
K_{29} ＝ 0.0015
K_{30} ＝ 0.00140

L_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{14} ＝ 0.031
I_{15} ＝ 0.032
I_{16} ＝ 0.032
I_{17} ＝ 0.028
I_{18} ＝ 0.027
I_{19} ＝ 0.026
I_{20} ＝ 0.031
I_{21} ＝ 0.032
I_{22} ＝ 0.032
I_{23} ＝ 0.031
I_{24} ＝ 0.030
I_{25} ＝ 0.024
I_{26} ＝ 0.023
I_{27} ＝ 0.002
I_{28} ＝ 0.0012
I_{29} ＝ 0.0011

J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.043
K_{22} ＝ 0.043
K_{23} ＝ 0.042
K_{24} ＝ 0.040
K_{25} ＝ 0.033
K_{26} ＝ 0.031
K_{27} ＝ 0.002
K_{28} ＝ 0.0015
K_{29} ＝ 0.0015

L_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額